

しかし、税制改正により、平成27年1月1日以後に取得する美術品等については、一部、減価償却が可能となりました。

具体的には、取得価額が1点100万円未満である美術品等と、取得価額が1点100万円以上であっても、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当する美術品等については、減価償却が可能となります。

また、平成26年12月31日以前に取得した美術品につきましても、同様の取扱いとなりました。この場合には、平成27年1月1日以後にスタートする最初の決算期で減価償却することとなります。例えば3月決算の場合には、平成28年3月期にて行います。

過去に美術品等を購入された方は、税務上の取扱いに注意が必要です。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≧■温故知新なく九段的ヒトコト>

『チャンスは貯金できない』

- ヘンリーキッシンジャー（アメリカ 国際政治学者） -

アメリカの政治家として活躍したヘンリーは、国が繁栄する為の決断を迫られることが日常だったのでしょ。

どんな人にも必ずチャンスは訪れます。チャンスだと思ったその時に行動しなければ、後になってもチャンスをつかむことはできません。

失敗も遠回りさえも飲み込んで、自分が成長するための糧として、チャンスをどんどんモノにしていきたいですね。

メールマガジン編集担当 遠藤 洋輔



≧■東京経営者大学のご案内！

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第3期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきたコンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

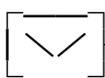
そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、顧問させていただいている私たちの立場から、継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、新たなビジネスチャンスを手に入れた方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：猪俣 優佳・田中 祐基



≡ ■ 編集後記

早いもので会計事務所業界に入り早十数年になりました。携わらせていただいた会社様も数百社になりますが、改めて感じるのは、挨拶の大切さです。

リーマンショックや円安など、外的要因により、経営が傾きそうな状況でも成長されている会社様は間違いなく挨拶がしっかりされています。事務の方からしっかり挨拶して下さるので、素直にこの会社様とお取引したいな、と思います。

また、時間にも厳しい印象があります。就業時間前に出社して準備するのはもちろんのこと、会議が始まる前には必ず全員そろっていますし、少しでも遅れそうなきちはきちんと報告がなされています。

当たり前のように意外とできていないことがあると改めて感じたので、自分の態度を振り返り、当たり前のことを当たり前に行っていこうと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！
フォロワー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も
対象にお送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら
各担当者又は下記連絡先までお願い致します。
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆
★☆☆☆☆☆☆☆☆密・着・革・命！☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-3-1
滝ビル3F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp